

令和7年 第1回

**千葉県後期高齢者医療  
広域連合議会定例会会議録**

開会・閉会 令和7年1月30日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会



# 令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 1 日 (1月30日)

|                                                                                               |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| ○議事日程                                                                                         | 1 |
| ○会議に付した事件                                                                                     | 1 |
| ○出席議員                                                                                         | 2 |
| ○欠席議員                                                                                         | 3 |
| ○欠 員                                                                                          | 3 |
| ○説明のため出席した者の職氏名                                                                               | 3 |
| ○職務のため出席した議会事務局職員の職氏名                                                                         | 3 |
| ○開会及び開議宣告                                                                                     | 4 |
| ○諸般の報告                                                                                        | 4 |
| ○日程第1 議席の指定                                                                                   | 5 |
| ○日程第2 会議録署名議員の指名                                                                              | 5 |
| ○日程第3 会期の決定                                                                                   | 5 |
| ○発言の申出(広域連合長退職の件)                                                                             | 6 |
| ○日程第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |   |
| 日程第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について                                           |   |
| 日程第6 議案第3号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)                                                   |   |
| 日程第7 議案第4号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)                                                   |   |

- 日程第8 議案第5号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第9 議案第6号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(一括議題)

・提案説明

井崎義治広域連合長…………… 7

・質疑…………… 8

・討論及び採決…………… 2 3

・全会可決（議案第1、3、4、7号）

・多数可決（議案第2、5、6号）

○日程第11 一般質問

1. 金丸和文 議員（29番）…………… 2 7

2. 白井則邦 議員（38番）…………… 3 0

3. 舩場博敏 議員（46番）…………… 3 5

4. 石井芳清 議員（53番）…………… 3 9

5. 石井俊雄 議員（48番）…………… 4 4

○日程第12 委員会の閉会中継続調査の件…………… 4 6

○閉議及び閉会宣告…………… 4 7

○会議録署名議員…………… 4 8

○議決結果等…………… 4 9

---

(会議配付資料添付)

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月20日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

1 日 時 令和7年1月30日（木）午前10時

2 場 所 ホテル ポートプラザちば 2階 ロイヤル  
(千葉県千葉市中央区千葉港8番5号)



## 令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和7年1月30日（金）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第6 議案第3号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第4号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第5号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議案第6号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 一般質問
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2

号)

日程第7 議案第4号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第5号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第9 議案第6号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 一般質問

日程第12 委員会の閉会中継続調査の件

---

#### 出席議員(44名)

|     |          |         |          |          |     |         |         |          |          |
|-----|----------|---------|----------|----------|-----|---------|---------|----------|----------|
| 1番  | あ<br>麻   | そう<br>生 | のり<br>紀  | お<br>雄   | 2番  | ひろ<br>広 | の<br>野  | やす<br>恭  | よ<br>代   |
| 3番  | ます<br>増  | だ<br>田  | よし<br>好  | ひで<br>秀  | 4番  | わた<br>渡 | なべ<br>辺 | けん<br>賢  | じ<br>次   |
| 5番  | あき<br>秋  | やま<br>山 | みつ<br>光  | あき<br>章  | 6番  | わた<br>渡 | なべ<br>辺 | あつ<br>厚  | こ<br>子   |
| 7番  | いわ<br>岩  | せ<br>瀬  | ま<br>麻   | り<br>理   | 8番  | ふる<br>古 | はし<br>橋 | とし<br>敏  | お<br>夫   |
| 10番 | かん<br>神  | ざき<br>崎 | とし<br>利  | かず<br>一  | 11番 | やま<br>山 | もと<br>本 | えい<br>英  | じ<br>司   |
| 13番 | しま<br>島  | だ<br>田  |          | わたる<br>恒 | 14番 | さ<br>佐  | の<br>野  | まさ<br>正  | と<br>人   |
| 15番 | さ<br>佐   | とう<br>藤 |          | ひろし<br>浩 | 16番 | まつ<br>松 | ざき<br>崎 | えい<br>栄  | じ<br>二   |
| 17番 | い<br>伊   | さ<br>佐  | かず<br>和  | こ<br>子   | 18番 | わた<br>渡 | なべ<br>辺 | じん<br>仁  | じ<br>二   |
| 19番 | たち<br>立  | かわ<br>川 | きよ<br>清  | ひで<br>英  | 20番 | うち<br>内 | だ<br>田  | み<br>美   | え<br>恵子  |
| 22番 | いずみ<br>泉 | かわ<br>川 | よう<br>洋  | じ<br>二   | 25番 | さい<br>斉 | とう<br>藤 |          | あきら<br>哲 |
| 29番 | かな<br>金  | まる<br>丸 | かず<br>和  | ふみ<br>史  | 30番 | あら<br>荒 | い<br>井  | やす<br>靖  | ゆき<br>行  |
| 31番 | あら<br>荒  | の<br>野  | みね<br>峰  | ゆき<br>之  | 32番 | あ<br>阿  | べ<br>部  | み<br>美   | つ<br>津江  |
| 33番 | いし<br>石  | だ<br>田  | か<br>加   | よ<br>代   | 35番 | いし<br>石 | かわ<br>川 | かず<br>和  | ひさ<br>久  |
| 36番 | はん<br>半  | ば<br>場  | しん<br>新  | いち<br>一  | 37番 | た<br>田  | なべ<br>辺 | まさ<br>正  | ひろ<br>弘  |
| 38番 | しら<br>白  | い<br>井  | のり<br>則  | くに<br>邦  | 39番 | おお<br>大 | の<br>野  |          | ひろし<br>博 |
| 40番 | いし<br>石  | ばし<br>橋 | しん<br>伸  | いち<br>一  | 41番 | こう<br>高 | さか<br>坂 | きよう<br>恭 | こ<br>子   |
| 42番 | さくら<br>桜 | い<br>井  | しょう<br>荘 | いち<br>一  | 43番 | やり<br>鎗 | た<br>田  | たか<br>貴  | とし<br>俊  |
| 44番 | さか<br>坂  | い<br>井  | けい<br>慶  | こ<br>子   | 45番 | かわ<br>川 | しま<br>島 | ふ<br>富   | じ<br>士子  |
| 46番 | あき<br>炆  | ば<br>場  | ひろ<br>博  | とし<br>敏  | 47番 | しま<br>島 | ぬき<br>貫 |          | たかし<br>孝 |

|     |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|
| 48番 | いし 石 | い 井  | とし 俊 | お 雄  |
| 50番 | こ 古  | さか 坂 | はや 勇 | と 人  |
| 53番 | いし 石 | い 井  | 芳    | きよ 清 |

|     |      |      |      |     |
|-----|------|------|------|-----|
| 49番 | おお 大 | たわ 和 | まさ 正 | お 夫 |
| 51番 | か 加  | とう 藤 | よし 喜 | お 男 |
| 54番 | あお 青 | き 木  | えつ 悦 | こ 子 |

#### 欠席議員（9名）

|     |      |      |      |       |
|-----|------|------|------|-------|
| 9番  | かね 金 | さか 坂 | みち 道 | ひと 人  |
| 21番 | ふく 福 | はら 原 | みえ 三 | えこ 枝子 |
| 24番 | ひら 平 | の 野  | ひで 英 | お 男   |
| 27番 | やま 山 | ぐち 口 |      | すすむ 進 |
| 34番 | く 久  | ぼ 保  | き 木  | せい 清  |
|     |      |      |      | し 司   |

|     |      |       |      |      |
|-----|------|-------|------|------|
| 12番 | い 伊  | とう 藤  | ひろ 博 | ゆき 幸 |
| 23番 | な 奈  | ら 良   | せい 輪 | ご 五  |
| 26番 | おお 大 | たに 谷  | みつ 満 | こ 子  |
| 28番 | くり 栗 | ばやし 林 | すみ 澄 | え 恵  |

#### 欠員（1名）

#### 説明のため出席した者の職氏名

|             |      |                 |      |
|-------------|------|-----------------|------|
| 広域連合長       | 井崎義治 | 副広域連合長          | 岩田利雄 |
| 事務局長        | 櫻井文明 | 事務局次長兼<br>会計管理者 | 筒井亮子 |
| 総務課長        | 欠員   | 総務課<br>課長補佐     | 土屋祐介 |
| 資格保険料<br>課長 | 服部茂樹 | 資格保険料課<br>課長補佐  | 荒井直樹 |
| 給付管理課長      | 天野武彦 | 給付管理課<br>課長補佐   | 工藤哲  |

#### 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 松尾昇  |    |      |
| 書記     | 武田大暉 | 書記 | 石毛祐次 |
| 〃      | 金子智哉 | 〃  | 達恵理香 |

◎開会宣告

○議長（渡辺賢次） ただいまから令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（渡辺賢次） 直ちに本日の会議を開きます。

定数の半数以上の議員が出席され、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

広域連合事務局より、会議の様様をビデオカメラで撮影したいとの申出があり、議長としては、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（渡辺賢次） 次に、諸般の報告を行います。

まず、議員の辞職について。

閉会中、会議規則第146条の規定により、1月29日までに辞職を許可した議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。御報告いたします。

次に、議会運営委員の選任について。委員の欠員に伴い、閉会中、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議会運営委員の選任についてのとおり指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、広域連合長から議案7件の提出があり、これを受理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたので、御報告いたします。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査等の結果について4件の報告がありました。  
お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議席の指定

○議長（渡辺賢次） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付  
の議席表のとおり指定いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺賢次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、麻生紀雄議員  
及び2番、広野恭代議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（渡辺賢次） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎発言の申出（広域連合長退職の件）

○議長（渡辺賢次） この際、議長より申し上げます。

先ほど、井崎広域連合長より、地方自治法第145条の規定に基づき、議長に対し退職の申出がありました。

井崎広域連合長より発言の申出がありますので、この際、これを許可いたします。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 今般、一身上の都合により、2月20日をもって千葉県後期高齢者医療広域連合長を退職することといたしました。退任に当たり一言御挨拶させていただきます。

私は、令和3年2月に千葉県後期高齢者医療広域連合長に就任し、4年間、職務に当たってまいりました。振り返りますと、就任後の令和4年から団塊の世代が75歳に到達し始め、今年度にかけて被保険者数が急増した期間であり、間もなく100万人に到達する見込みです。こうした被保険者数の増加に伴い、医療費が増加の一途をたどっていることから、引き続き医療費の適正化が必要不可欠であると認識してきたところであります。そこで、ジェネリック医薬品の利用を呼びかけるとともに、被保険者の皆様の健康寿命を延ばすために、健康診査や歯科口腔健康診査の受診率向上を図るなど、保健事業にも力を注いでまいりました。

また、今年度は、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、新たに被保険者証の発行がされなくなり、マイナ保険証を基本とした仕組みに切り替わるなど、大きな制度見直しが行われたところです。今後も後期高齢者医療制度は様々な改正が行われていくことが見込まれますが、引き続き構成団体である市町村や関係機関との連携を密にしつつ、広域連合議会議員の皆様からの御意見等をいただきながら、被保険者の皆様が安心して医療が受けられるよう、また、健やかに暮らせるよう、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、本日御出席いただいております渡辺議長をはじめ、議員の皆様には、広域連合の運営に御理解、御協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。今後のますますの御活躍、御健勝を祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、条例の一部改正案や令和7年度予算案などについて御審議いただきますが、

連合長として最後の議会を務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

◎議案第 1 号～議案第 7 号の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺賢次） 日程第 4、議案第 1 号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第 7 号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上 7 件を一括議題といたします。

本案に関し提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 本日ここに、令和 7 年第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしました。

今定例会では、条例案 3 件、予算案 4 件の計 7 議案について御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等について御報告申し上げます。

後期高齢者医療制度開始の平成20年 4 月末時点で約49万2,000人であった当広域連合の被保険者数は、昨年12月末時点で約99万人となり、間もなく100万人を超えようとしております。このため、被保険者数や医療費がますます増加していくほか、健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証への移行や、本年 8 月からの高額療養費制度における自己負担限度額の段階的な引上げなど、後期高齢者医療を取り巻く環境が大きく変化しております。当広域連合といたしましては、被保険者の皆様が将来にわたり安心して医療が受けられるよう、構成団体である市町村や関係団体との連携を密にして、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました議案 7 件の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第 1 号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、常勤職員及び会計年度任用職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定を行うものです。

次に、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることとなったことから、条文中、「懲役」または「禁錮」を引用する例規について、語句の整備等を行うものです。

次に、議案第3号、令和6年度一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算から、それぞれ2億3,774万9,000円を減額し、補正後の予算額を33億3,581万9,000円とするものです。

次に、議案第4号、令和6年度特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算に、それぞれ101億6,881万2,000円を追加し、補正後の予算額を7,923億9,084万6,000円とするものです。

次に、議案第5号、令和7年度一般会計予算については、主に広域連合の運営に係る予算を計上しており、令和7年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ34億4,236万8,000円とし、令和7年度から、全被保険者世帯への広報紙の配布を経費削減の点から廃止するものの、指定金融機関に対する振込手数料の負担に伴う経費等の増額により、前年度と比較して9,707万3,000円、約3%の増額となっています。

次に、議案第6号、令和7年度特別会計予算については、主に医療給付等に係る予算を計上しており、令和7年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ8,168億3,519万2,000円とし、被保険者数の増加により医療給付費の増加が見込まれることなどから、前年度と比較して405億5,915万8,000円、約5%の増加となっています。

次に、議案第7号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準を改めるものです。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺賢次） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたしますが、質疑の方法については、申合せ事項に基づき一括質疑とし、発言時間は20分以内、発言回数については、会議規

則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、御発言願います。

石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、御宿町、石井芳清です。議案第2号、議案第5号、議案第6号について質疑いたします。

まず、議案第2号であります。刑法等の一部を改正する条例の制定についてありますが、法改正の趣旨及び懲役刑、禁錮刑、拘禁刑の用語の解釈と条例の引用についてお尋ねいたします。

次、議案第5号、第6号、令和7年度一般会計と特別会計の予算についてお尋ねいたします。

問い1といたしまして特別会計であります、第3次データヘルス計画にかかる経費、主にページ54、第5款保健事業費について、初年度の成果を踏まえた7年度の事業内容になっているかについてお尋ねをいたします。

1つ目に、高齢者の健康状況及び健診と保健事業の主な特徴と評価、今後の取組についてお尋ねします。

2つ目に、第3次データヘルスの全体評価についてお尋ねします。

3つ目に、新しく取り組まれた動画による周知方法ですが、登録者が1名で閲覧数が5か月前のものでも120回程度と、認知されているとは言えない状況だと思われれます。今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

4つ目、連合の紹介する好事例の受け止めであります、物や人など地域によってリソースがないことなどを理由に、検討するまでに至らないこともあるようではありますが、連合としてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に、問い2として、国、県、市町村の中での連合の役割についてお尋ねいたします。

次に、問い3として、令和7年度の事業予算を評価するためにも、初年度に実施した事務及び計画についてお尋ねいたします。

1つ目、健康状態不明者、約3万人の用語の意味と具体的内容とアプローチについてお尋ねします。

2つ目、75歳未満へのアプローチについてお尋ねします。

3つ目、特定健診、歯科健診、保健事業の取組団体の推移と特徴についてお尋ねします。

4つ目、先進的市町村の取組の特徴と生かすべき点についてお尋ねします。

5つ目、市町村との情報共有と支援についてお尋ねします。

6つ目、計画の実績値と新年度の目標についてお尋ねいたします。

次に、問い4として、一体的実施の拡充と深化についてと社会的フレイルへのアプローチについてお尋ねします。

次に、問い5として、医科歯科連携についてと、8029運動や医科歯科連携手帳の取組についてお尋ねいたします。

次に、戻りますが、一般会計、17ページ、広報紙発行業務委託料についてお尋ねします。

令和6年度と7年度の「広域連合だより」の印刷数と配布方法、その費用や事業の評価と今後の取組についてお尋ねします。

また、「広域連合だより」のトップに「みんなで支えるみんなの医療」とありますが、「みんな」とは誰のことを指すのか、この機会にお尋ねをいたします。

次に、一般会計の17ページであります。コールセンター業務委託料であります。コールセンターの設置目的と、これまでの運用状況及び事業の評価と今後の取組についてお尋ねいたします。

以上で第1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、議案第2号、刑法改正に伴う条例改正に関する1件及び議案第5号、令和7年度一般会計に関する2件についてお答えいたします。

まず、議案第2号、法改正の趣旨及び懲役刑、禁錮刑、拘禁刑の用語の説明と改正後の条例の運用に関する御質疑にお答えいたします。

初めに、法改正の趣旨でございますが、法務省によりますと、今般の刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとされております。

続きまして、懲役刑、禁錮刑及び拘禁刑の用語の定義についてでございますが、懲役及び禁錮につきましては、改正前の刑法によると、懲役、禁錮ともに刑事施設に拘置するものと規定されており、懲役につきましては、所定の作業を行わせることとされてい

る一方で、禁錮につきましては、作業を行わせることは規定されておられません。また、法改正により創設される拘禁刑につきましては、改正後の刑法によりますと、拘禁刑に処された者は、刑事施設に拘置され、当該者には、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができると規定されております。

最後に、改正後の条例の運用についてですけれども、本条例が今定例会において可決いただきましたら、公布作業を経て、改正法の施行日である令和7年6月1日に本条例が施行され、改正法に基づき条例等を運用してまいります。

次に、議案第5号、一般会計予算のうち広報広聴費に関してお答えいたします。

初めに、令和6年度と7年度の「広域連合だより」についてでございますが、令和6年11月発行分は、発行部数6万8,000部、費用額65万8,711円、令和7年3月発行分は、発行部数81万8,400部、費用額6,416万6,550円を予定しております。配布方法につきましては、市町村窓口や千葉県内の高齢者施設のほか、県医師会や県歯科医師会、県薬剤師会を通じまして、県内医療機関に窓口での設置に御協力をいただいております。さらに3月発行分につきましては全被保険者世帯への配布も行っており、様々な方の目に触れていただけるよう配慮し、多くの被保険者へ制度周知を図っているところであります。

続きまして、令和7年度につきましては、12月発行分と令和8年3月発行分、それぞれ6万8,000部程度でございまして、費用は、12月分と3月分を合わせて263万円を見込んでおります。配布方法につきましては、窓口配布については前年度と同様でございしますが、全被保険者世帯へ行っていた配布につきましては、郵送料の値上げや決算審査での監査委員の意見などを考慮いたしまして、より効果的かつ効率的な周知方法に切り替えていくことが妥当だと判断の上、令和8年3月発行分からは行わないこととして予算計上を行っております。そこで、来年度は、広域連合のホームページにおいて「広域連合だより」を現在より見やすい位置に掲載することや、適切な時期に制度改正などの周知が行えるように、市町村広報紙への掲載を依頼するなど、被保険者の皆様以外にも、幅広く多くの方に制度についての理解が深められるよう、効果的な取組を検討してまいります。

次に、「広域連合だより」の「みんなで支えるみんなの医療」という言葉についてでございますが、後期高齢者医療制度の医療費においては、窓口での自己負担を除いた医療給付費を被保険者の保険料、公費、現役世代からの支援金で負担されていることから、高齢者医療が社会全体で支える制度であることを被保険者の方などにも周知するために

掲載しているものでございます。また、前者の「みんな」とは「社会全体」を意味しまして、後者の「みんな」は「被保険者」でございます。

最後に、コールセンターについてお答えいたします。

令和6年度のコールセンターは、主にマイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る周知、広報について、被保険者へのサービス向上並びに当広域連合における効率的な事務運営を目的として設置しております。コールセンターでの対応実績については、昨年度、令和5年度が1,858件となっておりまして、今年度、令和6年度も現時点で同程度の対応件数となっております。例年、被保険者証の年次更新や保険料額決定通知書の発送に伴いまして、7月から8月頃に電話での問合せ件数が増加いたしますが、その繁忙期を含めてコールセンターで対応することで、被保険者への速やかな案内や、事務局の負担の軽減に寄与できたと考えております。また、コールセンターの開設については、各市町村のホームページや被保険者宛ての郵送物等への掲載などの協力を市町村に依頼をしております。現在、16市町がホームページに掲載いただいているところですが、今後も、より広くコールセンターの設置について周知が図られるよう協力要請に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私からは、議案第6号、令和7年度特別会計予算に関する第3期データヘルス計画における初年度の成果と課題及び新年度の事業取組方針についてお答えをいたします。

1点目の1つ目、高齢者の健康状況及び健診と保健事業につきましては、第3期データヘルス計画において、広域連合がアプローチする課題といたしまして、健診及び歯科健診受診率の改善、そして高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進を掲げております。

まず、健診及び歯科健診受診率の改善につきましては、令和6年度、今年度に新たに始めました健康診査受診勧奨広報映像の放映及び歯科健診受診票の送付に際し、受診勧奨通知の同封などの事業を引き続き展開し、健診及び歯科健診の受診率向上を図ってまいります。

次に、一体的実施事業につきましては、令和6年度から県内全54市町村での実施となりましたが、円滑に事業が進むよう、優良な好事例を他の市町村に紹介するなど、効果

的に市町村を支援してまいります。

1点目の2つ目、第3次データヘルス計画1年目の計画の全体評価についてお答えいたします。現時点で判明している数値のみになりますが、実施市町村数に係る6指標中5指標につきまして達成見込みとなっており、おおむね順調に推移しているところでございます。

3つ目、勧奨広報映像についてですが、広域連合では、テレビでの放映や公式YouTubeなどの広報を実施しております。現在、YouTubeの閲覧回数が少ない状況となっておりますが、より閲覧していただくよう、ホームページにおける掲載場所をトップページに改めるなど、改善を図ってまいりたいと考えております。このほか、39の市町村、1県立病院のデジタルサイネージにて放映に御協力いただいておりますが、より多くの場所で放映をしていただくよう、引き続き市町村や関係団体に依頼してまいります。

4つ目、優良な好事例を他の市町村に横展開されても、受け手の市町村の人材、資金等のリソースの状況によっては、導入が難しい場合もあることに対して、どのようにお考えかという御趣旨の御質疑につきましてお答えいたします。まず、優良な好事例の市町村の選定のところですが、優良な好事例を他の市町村に御紹介する場として、例年開催しております構成市町村の実務担当者が参加する保健事業説明会がございます。今年は令和7年2月、柏市において重複投薬や多剤投与等の服薬指導の先進的な取組を予定しております。この事業は、千葉県の市町村の重複服薬患者への保健指導に対する薬剤師による支援事業を活用することにより、千葉県薬剤師会に薬剤師の方を推薦していただき、その御協力を得て服薬事業を実施するというものでございますが、薬剤師という人材面においては、市町村を管轄する薬剤師会から御推薦いただいた薬剤師に重複・頻回服薬の取組に携わっていただく、また、資金面においては、保健事業・介護予防一体的実施推進事業委託に基づく支援に加え、県の薬剤師による支援事業を活用することで、対象者選定のための検討会参加や事後評価などの際、上乘せして補助が受けられるというものでございます。今後も、このような支援制度がある好事例に取り組む自治体の選定のところや、導入を検討する市町村の御支援の在り方につきまして、議員の御指摘も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。国、県、市町村の中での広域連合の役割、関係についてでございますが、まず、国との関係におきましては、当広域連合では、厚生労働省より

示された保健事業の指針やガイドラインなどを委託先である市町村に周知することで、事業内容の理解を深めるとともに、研修会に参加するなど連携を図っております。県との関係におきましては、市町村からの求めや先進事例の把握のため、当広域連合職員と県の職員で市町村に赴き、一体的実施事業をはじめとする保健事業の実施に当たり、市町村が抱える課題解決に向けてヒアリングや助言等を行い、支援を進めるとともに、県主催の会議に参加するなど、支援を受けながら保健事業を推進しております。

市町村との関係におきましては、先ほど申し上げましたが、構成市町村の実務担当者を対象とした保健事業説明会を例年開催、主催し、今年度から県内全市町村で実施している保健事業と介護予防の一体的実施の理解を深めるため、優良な好事例の発表を都度行っているところでございます。

3点目の1つ目です。健康状態不明者とは何かについてですが、これは、①健診が未受診、②要介護認定がない、③医療未受診の3つ全てに該当する方が健康状態不明者でございます。具体的内容やアプローチの主な例といたしましては、対象者へ案内文を送付して健康状態についての回答を御返信いただき、家庭訪問で質問票により対象者の健康状態の確認を行った後、必要に応じて医療受診や介護保険などの必要なサービスへつないでいく、そのようなアプローチでございます。

2つ目、75歳未満へのアプローチといたしましては、75歳未満の方が見られる健診受診率向上を目的として自治体に設置されているデジタルサイネージや市町村公式SNSへ動画の広報依頼を実施しているところでございます。

3つ目、健診、歯科健診、保健事業の取組団体の推移と特徴についてでございますが、健診につきましては、後期高齢者医療制度が開始した平成20年度当初から、県内全ての市町村と連携し、事業を実施、推進しております。歯科健診におきましては、平成28年度から千葉県歯科医師会に委託し、県内で同一の基準による歯科健診を実施し、受診率の向上に努めているところでございます。保健事業につきましては、介護予防との一体的実施事業を推進しており、令和6年度には県内全54市町村での取組となり、健康教育、訪問指導等の事業を実施、展開しているところでございます。

4つ目、先ほど申し上げました先進的取組事例として、柏市の好事例の対象となった事業が保健事業説明会で発表される予定でございます。千葉県の市町村の重複服薬患者への保健指導に対する薬剤師による支援事業を活用することにより、千葉県薬剤師会に薬剤師の方を御推薦いただき、その御協力を得て服薬事業を実施するというものでござ

います。この保健事業説明会に御参加いただいた市町村担当職員に御理解いただき、実施につなげていくことで、薬剤師の確保が困難だという同事業の課題を克服することになり、重複・頻回受診、服薬（重複・多剤）の取組自治体数を増加させられるものと期待しているところでございます。

5つ目でございます。市町村との情報共有と支援についてでございますが、市町村担当者が参加するデータヘルス計画推進会議による課題の共有や、市町村による事業計画に関する支援等を実施しているところでございます。今年度におきましては、データヘルス計画推進会議ではZoomを活用し、市町村の出席する御負担を減らすことや、計画案の検討では、広域担当と市町村担当が同じデータを見ながら意見交換を行う工夫を図っているところでございます。また、個別支援におきましても、職員の異動等で事業実施が円滑に行えなくなった市町村に対し、個別に私どもが訪問いたしまして、事業実施のアドバイスなどの支援を行ってまいりました。

6つ目、令和6年度の実績値の御答弁につきましては先ほど申し上げましたので、令和7年度の計画値につきまして、主な指標を申し上げますと、健診受診率は36.8%、歯科健診受診率は15%、健康状態不明者の実施市町村は35市町村、健康状態不明者のハイリスク者割合は3.16%を計画値と設定しているところでございます。

4点目でございます。一体的実施事業の拡充、深化の方向性といったしましては、高齢単身世帯が増加傾向にあることや、要介護への進行リスクから、加齢に伴って社会とのつながりが希薄化することで生じる独居や経済的困窮状態である社会的フレイル対策は、より重要性が増していくものと考えております。一体的実施事業での通いの場とは、高齢者をはじめとする地域住民が主体となり、介護予防等を目的とした多様な活動の場や機会を提供していく社会的フレイルの予防対策にもなることから、広域連合としても、引き続き市町村と連携を図りながら、健康教育、健康相談などの取組を進めてまいりたいと考えております。

最後の5点目で、まず、令和6年度診療報酬改定におきまして医科歯科連携の推進の中で、糖尿病患者に対して歯周病安定期治療を行う場合の評価が新設されるなどがございました。広域連合におきましては、第3期データヘルス計画の中で被保険者の歯科口腔健診を推進しているほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組いたしまして、糖尿病性腎症や、その他の重症化予防を通じ、腎疾患のリスクの高い被保険者に対して支援を進めていくとともに、今後も国の動向を注視しながら、後期高齢者

の皆様の健康寿命延伸に向けて、一体的実施事業に取り組んでまいります。

次に、千葉県歯科医師会が推進する8029運動、80歳になっても肉をはじめとした良質なたんぱく質を食べることで、介護要らずの元気な御高齢の方を増やしていこうという取組ですが、広域連合といたしましても、データヘルス計画の医療協力団体である歯科医師会の健康寿命延伸につながるオーラルフレイル対策について、連携を今後も深めてまいりたいと考えているところでございます。

また、東京歯科保険医協会が進めている医科歯科双方で歯周病、糖尿病のリスクチェックを行い、未治療、治療中断、治療不十分の患者さんの治療を促す目的に作成された糖尿病・歯周病医科歯科連携手帳につきましても、医科歯科連携の取組の一例といたしまして、今後の広域連合の取組の参考といたしまして、その動向を見極めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、御宿町、石井です。丁寧な答弁、ありがとうございました。

おおむね理解をいたしましたが、1点、確認をさせていただきたいと思います。

広報広聴費についてであります。「広域連合だより」の発行事務について確認をさせていただきたいと思います。先ほどの答弁の中では、令和6年度は、通常これまで2回配布して、2回目は被保険者の全世帯に配布をしていたと。新年度においては、これを取りやめ、1回目、2回目とも配布方法は同じにすることで、その代替として、様々な媒体を通じて広報周知活動を行ってまいりたいというような答弁をいただいたかと思えます。これはパソコンで打ち出したものなんですけれども、実際はもっと大きいと思えますけれども、「広域連合だより」であります。これを改めて見させていただきますと、本当に多岐にわたって丁寧な広報がなされております。制度でありますとか、健康づくりでありますとか、議会のことも含めまして、必要な事項について適切に一括されてるんですね。先ほどの今後についての事業説明の中では、これが細かく分断されるということになると思うんですね。やはりこういう、いわゆる冊子ですよね。紙媒体での広報、これはずっと歴史もありますし、今やもう被保険者、そして私も高齢の母がおりますけれども、こうしたものを母は大変楽しみにしております。近年は年賀状も終活だというお話もありますけれども、やっぱりこういうお手紙が届く。そして、「おまえ、これちょっと見ろよ」と言われたこともあります。やっぱり若い人たちも触れる、

しかも広い範囲ですよ。今こんなことが起きていますよ、また、こうしたらもっと健康に長生きできますよと言言って、それから、骨折なども大変多くなっていますよと。こんなふうに注意したら大丈夫じゃないかということもいろいろ載っておりました。これを単に、先ほど郵便料の値上げという説明でありますけれども、あと、いろいろな意見もあったのでというような御説明であったと思います。

それともう一つ、先ほど「ちば広域連合だより」の左肩なんですけれども、「みんなで支えるみんなの医療」と書かれているわけでありましてけれども、それを説明いただきましたけれども、まさに県民全体で被保険者、高齢者の方々を支える、そのための広報紙だということで作られたのではありませんか。この事業計画を見直す考えはおありでしょうか。改めてこれについての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） お答えいたします。

広報紙に関しましては、より効果的、効率的な広報が行われるように、他の広域連合なども調査いたしまして検討してまいりますが、被保険者以外の方にも多く手に取っていただけるような広報紙の配置場所ですとか、そういうものは検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。確認しますけれども、そうは言っても、配布枚数は1回目、2回目は同じ。たしか10%を切りますよね。8. 何%かな。ですから、それしか印刷をしないという計画だというふうに思いますので、大幅に減じるということで計画しているということで、これは予算上の数字の確認なんですけれども、それを最後に求めたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 発行枚数につきましては変わりませんで、12月分と令和8年3月分の発行、それぞれ6万8,000部を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 質疑に答えていますか。

〔53番 石井芳清「いや。」と呼ぶ〕

○議長（渡辺賢次） 不十分。もう一度確認をお願いいたします。たしか枚数の予定とい

うか計画をお聞きで、今まで幾つで、これから幾つになるという、そういった答弁をお願いしたいと思いますが、答弁できますか。

筒井広域連合事務局次長。

○**広域連合事務局次長（筒井亮子）** 失礼いたしました。今までは11月発行分と3月発行分で発行枚数が違っておりまして、3月発行分は被保険者全世帯に送る分を作っておりましたが、令和7年度に関しましては、11月分と3月分同じ部数で6万8,000部程度を見込んでいるというものでございます。部数の増嵩はございません。

以上でございます。

○**議長（渡辺賢次）** 石井議員、答弁漏れがございしますか。全体の数がちょっと分からなかったのも、質疑はできませんので、答弁漏れがあるかどうかの確認、それだけお願いします。

〔53番 石井芳清「答弁漏れがありますので、お願いいたします。」と呼ぶ〕

○**議長（渡辺賢次）** ありますか。令和6年度の3月と2回発行しましたね。それぞれの発行部数と令和7年度に予定されている発行部数の数字だけ、ちょっと分かりますかね。

筒井広域連合事務局次長。

○**広域連合事務局次長（筒井亮子）** 発行部数を申し上げます。令和6年11月発行分は6万8,000部、令和7年3月発行分は81万8,400部、そして令和7年度につきましては、11月と3月発行分それぞれ6万8,000部程度を見込んでおります。

以上でございます。

○**議長（渡辺賢次）** 答弁はもうこれで済んだと思います。よろしいですね。

それでは、3回の発言が終わりましたので、次に移ります。

石井俊雄議員。

○**48番（石井俊雄）** 48番、石井俊雄でございます。最初の質疑から始めさせてもらいますけれども、全くの不慣れでありますので、最初は挨拶程度のお話を少しさせていただきます。

本当に不慣れでありますけれども、各議案への質疑をさせていただきます。後期高齢者医療制度は、75歳になりますと、国保や健保などから離れまして、自動的に後期高齢者医療制度に加入していく仕組みとなっております。私の母も75歳になる以前は私の国保に入って、保険料を払わないで病院にかかっていました。私の考え方は、75歳以上の高齢者のみを被保険者として独立した医療保険制度をつくっている国は少ない。世界に

類を見ません。年齢を重ねて医療費も高額になるお年寄りから保険料を取り運営する後期高齢者医療制度を廃止し、当面、老人保健制度に戻すことだと思っています。

今、大企業は600兆円を超える空前の内部留保金です。そして、現金預金300兆円を加えると900兆円をため込んでおります。これは財務省の資料からです。そこに税金をかければ、財源は十分あります。国からの支援金を増やして、後期高齢者医療保険料の1割を下げることや、負担を少なくすることを要望したいと思っています。

以下、各議案ごとに質疑をさせていただきます。

まず議案第3号、一般会計補正予算についてであります。歳入1節の共通経費負担金が大幅に減額補正されています。財政調整基金からの繰入れや職員人件費、広報広聴費、民生費が減額となっていますが、その具体的中身、理由についてお聞きをいたします。

次に、議案第4号の特別会計について質疑させていただきます。補正額約100億円の中身は、療養給付費と療養費の増額となっております。被保険者数の変化があったと思います。令和3年から現在の被保険者数の変化を伺います。

次に、窓口負担の問題であります。1割、2割、3割の被保険者数のパーセンテージを伺います。

議案第5号の一般会計の予算のところでございます。これは質ぎはしません。すみません。

議案第6号、特別会計の予算のほうですけれども、歳出のところで出産育児支援金を令和6年から導入した理由について伺います。計算方式ですね。計算式はどういうふうになっているか。それと、国への支出支援金は、母子への具体的な恩恵としてどういうふうに反映をされているのかについて伺います。

そしてもう一つ、令和6年度より後期高齢者医療制度会計から国が必要とする全体の7%を支出しています。その負担金が県の後期高齢者医療制度会計を苦しくさせてはいませんか、伺います。

今年7月頃だと思いますけれども、保険料の改定がされるようであります。そのときに保険料の値上げになっていくのかについて伺います。

議案第7号に入ります。5割、2割軽減の拡大の問題であります。大変これはいいこととあります。大賛成であります。その具体的な拡大される被保険者の数を伺います。

以上、1回目の議案に対する質疑とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、議案第3号、一般会計補正予算に関する5件と、議案第4号、特別会計補正予算に関する1件、議案第6号、令和7年度特別会計予算に関する2件についてお答えいたします。

まず、議案第3号、一般会計補正予算に関して、共通経費負担金の減額の具体的な内容及び理由についてお答えいたします。

共通経費負担金は、広域連合の事務費を構成市町村が一定の割合で負担するもので、今回の共通経費負担金の減額要素は、財政調整基金からの繰入れ、職員人件費の減額、広報広聴費の減額、また、特別会計の事務費についてもこの共通経費負担金を原資にしておりまして、今回は減額するというものでございます。

内訳につきまして、個々に説明させていただきます。

まず、財政調整基金からの繰入金については、決算時に剰余金の2分1の額を財政調整基金に積み立て、年度末で財政調整基金の保有額を市町村間で取り決めている2億円とするため、決算時に積み立てた額を取り崩し、一般会計に繰り入れ、市町村の負担金である共通経費負担金の減額に充てるものでございます。

次に、職員人件費につきましては、現在の人員で積算し、所要額を精査して給料等を減額するものでございます。

次に、広報広聴費につきましては、コールセンター業務委託や「広域連合だより」の郵送料等の契約実績に合わせ減額するものでございます。

次に、民生費につきましては、特別会計の総務費に充てるために一般会計から繰り出すもので、こちらの減額の内訳の主なものは、資格情報のお知らせ送付に係る不用額や、医療費適正化事務の委託の契約実績に合わせた減額、また、マイナ保険証広報分の国庫補助金が交付された分の減額などによるものでございます。

議案第3号についての答弁は以上となります。

次に、議案第4号、特別会計補正予算に関してお答えいたします。

令和3年度から現在の被保険者数の変化はということについてですが、令和3年度末で88万108人、令和4年度末で92万5,982人、令和5年度末で96万2,967人、令和6年度は12月末現在で98万9,046人となっております。令和3年度末から令和6年12月末までで10万8,938人、12.4%の増加となっております。

次に、議案第6号、令和7年度特別会計予算に関してお答えいたします。

出産育児支援金を導入した理由と計算方法、母子への具体的な恩恵と使い方について

ですが、この制度は少子化対策と子育て支援のために令和6年4月から導入されたもので、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとしたものでございます。

積算方法としては、国の計算する年間必要見込額に後期高齢者医療制度として負担する7%に、全国の被保険者数に対する本県の割合を乗じまして、さらに経過措置として2分に1に減額して算出いたします。

母子への具体的な支援といたしましては、出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたものでございます。

最後に、負担金が後期高齢者医療制度の会計を圧迫していないかについてですが、被保険者の皆様からの保険料を算定する際に、出産育児支援金の費用を見込んで徴収しておりますことから、後期高齢者医療制度の会計としては、歳入歳出の均衡は保たれており、会計上、影響が出るものではないと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、議案第4号、特別会計補正予算、議案第6号、令和7年度特別会計予算、議案第7号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお答えします。

まず、議案第4号、特別会計補正予算の令和3年度からの窓口負担割合ごとの被保険者数とその割合についてお答えします。

令和3年度末は、負担割合が1割の方は80万6,425人、91.63%、3割負担の方は7万3,683人、8.37%、令和4年度末は、負担割合が1割の方は60万9,041人、65.77%、2割負担の方は23万5,503人、25.43%、3割負担の方は8万1,426人、8.79%、令和5年度末は、負担割合が1割の方は63万6,566人、66.10%、2割負担の方は24万1,836人、25.11%、3割負担の方は8万4,560人、8.78%、令和6年12月末現在ですと、負担割合が1割の方は64万5,129人、65.23%、2割負担の方は25万3,634人、25.64%、3割負担の方は9万2,688人、9.13%となっております。

次に、議案第6号、令和7年度特別会計予算の出産育児支援金による保険料への影響についてお答えします。

令和6・7年度の保険料率につきましては、出産育児支援金を見込んで令和5年度中に算定しており、原則として令和7年度に保険料が値上げされるということはありません。

ん。

令和 6・7 年度の保険料率を算定する際の出産育児支援金の負担額は国からの通知に基づき、令和 6 年度及び 7 年度の 2 か年分で約 12 億 5,000 万円と見込んでおり、被保険者 1 人当たりになると年間で約 592 円となっております。

最後に、議案第 7 号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての保険料の均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の被保険者数についてお答えします。

今回の改正の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日で、令和 7 年度分の保険料が対象となりますが、現時点では軽減の判定に用いる令和 6 年中の所得が不明なため、対象者がどの程度増減するかは分かりません。現時点の被保険者数、令和 5 年中の所得という条件で軽減対象者の増減を試算しますと、2 割軽減の対象者が約 14 万 6,000 人から約 2,000 人増、5 割軽減の対象者が約 11 万 8,800 人から約 5,500 人増加するという試算結果となっております。

答弁は以上となります。

○議長（渡辺賢次） 石井俊雄議員。

○48 番（石井俊雄） 答弁ありがとうございました。第 2 質疑、再質疑をさせていただきます。

議案第 3 号のところで言いますと、職員の人件費の減については、ずっと説明を聞いてきたんですけれども、つまり、現在、総務課長が欠員になっているわけですから、その給料の分ということで解釈をしてよろしいのでしょうか、お願いします。それが 1 つね。一括質疑ですからね。

それから、議案第 4 号のところで言いますと、被保険者の医療費の負担が 1 割とか 3 割のところなんですけれども、令和 3 年度末が 1 割負担が 91.63%と圧倒的に多いんですけれども、それが令和 6 年、去年の 12 月になりますと 65.23%と減っております。その減った主な理由を少し説明をお願いしたいと思います。

その 2 点、質疑をさせていただきます。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、職員人件費の減については総務課長の分かという質疑についてお答えいたします。

今回補正いたします人件費につきましては、前年度における職員構成をベースとして当初予算に計上しておりますので、今年度の派遣職員の給与や会計年度任用職員の雇用

状況を踏まえまして、今回の補正予算において、その差額分を減額するものでありまして、その一部には総務課長の下半期分の給与分も含まれております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、令和3年度の1割負担の割合が91.63%、令和6年12月の1割負担の割合が65.23%となっている理由についてお答えいたします。

国の制度改正により自己負担割合についての見直しが行われ、令和4年10月に自己負担割合に2割負担が追加されました。その結果、1割負担の方が1割負担と2割負担に分かれたため、令和6年12月現在の1割負担と2割負担の割合は、それぞれ65.23%と25.64%となっております。

答弁は以上となります。

○議長（渡辺賢次） 石井俊雄議員。

○48番（石井俊雄） 再々質疑に入ります。いろいろ説明ありがとうございました。私も分からないことばかりで、ありがとうございました。

最後の質疑に入ります。保険料が1割負担を2割負担と区分けしていったりとか、3割負担の方はたしか現役並みの所得のある人だと思うんです。この先の情報なんですけれども、これからさらに被保険者が増えていくことによって、医療費がかさむことによって、これからさらに保険料を増やしたりとか、あるいは負担割合をもう少しまた引き上げていったりとか、そういう情報、国からのお話、そういうのがどうなっているか、もし分かれば情報の提供をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺賢次） これからの先の話なので議題外となるかと思うんですが、答えられますか。

服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 現時点で保険料等に関する国からの情報が来ているかという御質疑だと思います。現時点で国からそういった情報は来ておりません。今後、国の動向を注視しながら、適切に運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

まず、議案第1号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第2号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。議案第2号に反対の立場から討論いたします。

拘禁刑の創設時の国会の審議の中で、拘禁刑は、身体拘束に加えて刑務作業を義務づける懲役刑への一本化であり、かつ、新たに改善更生や再犯防止の指導も義務づけようとするものであること。そして、国連の被拘禁者処遇最低基準規則では、拘禁刑とは自由の束縛であり、原則として、それ以上に苦痛を増大させることはなるべく避けるべきだとされており、戦前の日本では、治安維持法や思想犯保護観察法の下で様々な運動が弾圧され、拷問や虐待だけでなく、再犯防止、再教育の名で転向を促す思想改造まで行われていたことなどが紹介され、いかなる政府の下でも特定の思想を強制することがあってはならず、法律上、その懸念を残すべきではないことなどが指摘されていました。

さらに、マイナンバー法において、政府は国民の理解が進まない中で制度の拡充を進めていることなど、以上、2点から本案に反対をいたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第7号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第3号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第4号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第5号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。議案第5号、令和7年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

まず第1に、制度設計に反対です。後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことを求めます。

2点目、年2回発行する「広域連合だより」の2回目の発送を、これまでの郵送による配布を取りやめ、窓口等の配布に切り替え、印刷数も1回目の印刷数と同様とし、令

和6年度までの印刷数の1割に減らす計画は逆行しており、反対です。広報紙は、毎年のように変わる制度の解説や健診、健康づくりなど様々な情報を紙媒体によって提供する大切な情報源となっております。特に第3次データヘルス計画推進には、制度そのものの理解なしに進むとは考えられません。SNSやユーチューブ、デジタルサイネージなど新しいメディアを使った取組も始まっていますが、効果は限定的と言わざるを得ません。

広報紙には「みんなで支えるみんなの医療」とあります。一般会計の予算は34億円を超え、特別会計と合わせて8,200億円を超えています、被保険者数100万人です。いま一度冊子発行の原点に立ち返り、発行計画を元に戻すことを求めて反対討論いたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第6号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。議案第6号、令和7年度後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

まず第1に、一般会計と同様に制度設計に反対です。後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことを求めます。

次に、本日は新年度における高齢者の健康を守る第3次データヘルス計画について、詳細な事務内容の答弁をいただきました。一つ一つの事業、事務をPDCAで管理し、着実に執行させるために必要なスキルや労力、チーム力は大変なものがあると感じました。しかも、事務所内の仕事に加え、外に出ての仕事も大幅に増えているとのことであり、今後さらに増えることが想定されております。

しかし、本年度携わった職員が新年度に何人残るのでしょうか。仕事を理解し、相手

との信頼関係も構築し、いよいよこれからといったときに元の自治体に戻られる。こうした広域連合の職員体制が基本的に持つ脆弱性を改善することが必要と考えます。

特別会計の予算額は8,000億円を超え、被保険者数100万人です。発足当時から倍に増えております。職員数も倍に増えてもおかしくはありません。医療と健康を守る広域連合の責務を全うするために、本予算を執行するための職員体制の改善を求めて、反対討論といたします。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

---

### ◎一般質問

○議長（渡辺賢次） 日程第11、一般質問。これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、発言の方法については、申合せ事項に基づき、発言時間は、答弁を含め15分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言願います。

金丸和史議員。

〔29番 金丸和史 登壇〕

○29番（金丸和史） 令和7年第1回定例会において一般質問を行います。議席番号29番、印西市の金丸和史でございます。

冒頭、連合長から退職の御挨拶がありました。4年間、業務多忙の中、大変お疲れさまでございます。また、今後、新連合長が選任されると存じておりますけれども、54市町村を束ねる大切な役割を担った連合長でございます。御活躍を祈念し、また、この制度の安定、運営を図っていただく、そのような立場でございますので、期待していると

ころでございます。

今回、一般質問の内容については、大きく2項目について伺います。

まず1項目め、千葉県後期高齢者医療広域連合としての業務のデジタル化は進んでいるのかについて伺います。

2点目、マイナンバーカードと後期高齢者医療制度被保険者証の一体化について。

(1)千葉県後期高齢者医療広域連合として、どのような内容でこれを推進していこうというふうに考えておられるのか、その具体的な方法について伺います。

(2)マイナ保険証の利用状況。前回も質問したところでございますけれども、利用状況について伺いたいと思います。

(3)来年度は一体化後の初めての被保険者証の更新ということになりますけれども、その一体化後の更新について、どのように具体的に行っていくのか伺いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、千葉県後期高齢者医療広域連合としての業務のデジタル化の状況に関する御質問にお答えいたします。

県内54市町村が加入する当広域連合の運営に当たりましては、構成市町村及び当広域連合の職員の移動等のかかる負担や経費の軽減に鑑みまして、可能な限りオンラインでの会議を導入しております。また、連合内の会議等におきましても、パソコンを用いた運営によりまして、ペーパーレスの推進にも寄与しているものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、マイナンバーカードと後期高齢者医療制度被保険者証の一体化についての御質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードと被保険者証の一体化の推進の具体的な方法についてお答えいたします。千葉県後期高齢者医療広域連合では、今回の制度改正について、昨年3月の「広域連合だより」や昨年7月の更新時にマイナ保険証の使い方などのリーフレットを同封するなどして啓発に努めております。今後の予定といたしましては、3月に発行します「広域連合だより」にマイナ保険証や資格確認書について記載し、被保険者の不安を払拭できるように周知してまいります。

次に、マイナ保険証の利用状況についてお答えします。千葉県後期高齢者医療広域連合の令和6年11月のマイナ保険証の登録率は64.18%、利用率は20.96%となっております。前年度と比較しますと、令和5年11月時点では、マイナ保険証の登録率は52.35%、利用率は2.53%となっております。登録率は11.83%、利用率は18.43%上昇しております。

次に、令和7年度の更新についてお答えします。令和7年度の更新時には、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を送付することとなっております。その際、多くの被保険者が初めて資格情報のお知らせや資格確認書を交付されますので、不安を払拭するために、3月に発行いたします「広域連合だより」に、更新時には資格確認書等が送付されることやその使い方、また、マイナ保険証での受診が困難な方には、申請により資格確認書を交付することなどを記載して周知してまいります。また、更新時にも資格確認書や資格情報のお知らせの使い方などを記載した送付文や、「後期高齢者医療制度のご案内」という小冊子を同封して、被保険者の不安を払拭してまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。

○議長（渡辺賢次） 金丸和史議員。

○29番（金丸和史） それでは、再質問させていただきたいと思います。実は私、昨日まで北海道を視察しておりまして、北見市というところだったんですけども、かなりデジタル化が進んでいるということで拝見してまいったわけですが、広域連合の性格からして、これ以上のデジタル化はなかなか難しいのかな。恐らく市町村が、これからDXということで推進していくわけですから、そういうことになっていくわけですけども、それを束ねている広域連合の中では、やはり、先ほどから職員の2年交代だとかという話は出ているわけですけども、そういった中で進めるのはかなり難しいんだろうと思います。そしてまた、被保険者の年齢を考えると、私ももうすぐなんですけども、デジタル化というのが非常に難しい案件だなというふうには思うわけです。やはり、トータルでそういうデジタル化に向けてどうするかなということが課題だというふうに思っていますし、高齢者の方がマイナ保険証に移行するというのは非常に難しいところもあるんですけども、紙のままでそのままいくというわけにもいかないかなと。やはり、そういった中で、難しい中でも少しでも、一歩ずつでも進めていくというのが大切な内容だというふうに思っているところです。そのような中で、広域連合としての今後のデ

デジタル化、世の中はデジタルトランスフォーメーションということで、DXということになっているわけですが、少なくともその中のデジタル化の推進というのは、広域連合でも少しずつ進めていただきたいというふうに思っている、今後について、その進めていく方策等について伺いたいと思います。

再質問については以上です。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私のほうから、今後のデジタル化をどのように進めていくのかということにお答えいたします。

今後もデジタル化が可能な業務につきましては、他の広域連合の好事例などを調査して、その推進を図ってまいりたいと思います。そして業務の効率化や職員の事務負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 白井則邦議員。

〔38番 白井則邦 登壇〕

○38番（白井則邦） 38番、酒々井町の白井則邦です。それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず、資格確認書の交付についてお伺いします。昨年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証に統一されました。しかし、マイナ保険証にはまだまだトラブルが多く、体の自由が利かない要介護者などは、顔認証が容易ではありません。また、パスワード管理と定期的なパスワード更新が必要なこともあり、後期高齢者にとって、マイナ保険証の利用は困難な場合が少なくありません。そこで、現状では保険資格を証明する書類として、資格確認書をなるべく広く交付することが求められています。

そこでお伺いいたします。

ア、被保険者全員に資格確認書を送付することはできないのでしょうか。

イ、本年7月31日までの間の暫定的な運用として、昨年12月2日以降に被保険者になる方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、本人の申請によらず資格確認書が交付されています。本年8月以降はどのような対応をされる予定でしょうか。

ウ、マイナ保険証を保有していても、マイナ保険証での受診等が困難な要配慮者——これは高齢者、障害者等となっています——は、申請により資格確認書の交付が認められています。これは、例えば要介護認定がされているなど一定の客観的要件が必要なのでしょうか、それとも、困難であるという本人の認識に基づいて申請すれば足りるのでしょうか。具体的にどのようなケースについて申請が認められるのか、御答弁いただきたいと思います。

続きまして、エです。病態の変化などにより、顔認証付カードリーダーをうまく使えなかった場合にも、申請により資格確認書の交付が認められています。これは医療機関において顔認証がなかなか通らない、そういうような場合であれば申請が認められるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

続きまして、ジェネリック医薬品の普及促進についてお伺いいたします。ジェネリック医薬品の普及促進のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせが被保険者に送付されています。しかし、ここ数年間、品質不正や製造上の不正が相次いで発覚し、また、自主点検の要請、それから行政処分などによってジェネリック医薬品の不足が深刻化しています。このような状況で、被保険者がジェネリック医薬品を使用したいと考えても、利用できないケースがあると考えられています。

そこでお伺いいたします。

ア、お知らせに記載されるジェネリック医薬品は、市場での供給状況が考慮されているのでしょうか。

イ、窓口でジェネリック医薬品を利用したい旨伝えれば、先発医薬品しかない場合でも、負担軽減が可能なのでしょうか。

以上、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、資格確認書の交付についての御質問にお答えいたします。

まず、被保険者全員に資格確認書を送付することはできないかという御質問にお答えします。資格確認書の交付要件は国の通知に定められております。具体的には、本人の申請によらない交付である職権交付の対象者は、マイナンバーカードを取得していない

方やマイナ保険証をお持ちでない方などです。また、本人の申請による交付の対象者は、介護者等、第三者が同行して本人の資格確認を補助する必要がある等の理由でマイナンバーカードでの受診が困難である方などとなっております。したがって、被保険者全員に資格確認書を交付することはできないものと考えております。

次に、本年8月以降の対応についてお答えします。国の通知によりますと、資格確認書の暫定的な運用は令和7年の年次更新までとなっており、8月以降はマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付することとなっております。なお、マイナ保険証をお持ちの方でも介護者等の第三者が同行して本人の資格確認を補助する必要がある等の理由でマイナンバーカードでの受診が困難で、交付申請をいただいている方には資格確認書を交付いたします。

次に、資格確認書の交付要件についてお答えします。マイナ保険証を保有している方に申請により資格確認書を交付する対象者は、国の通知によりますと、介護者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナンバーカードでの受診が困難である方となっており、本人の申請により資格確認書を交付いたします。また、客観的、具体的な要件は国から示されていないところです。

次に、病態の変化などにより、カードリーダーが使えない方に対する対応です。病態の変化などによりマイナンバーカードによる電子確認を受けることができない事情がある方は、申請いただければ資格確認書を交付いたします。

私からは以上となります。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私からは、ジェネリック医薬品の普及促進に関する御質問についてお答えをいたします。

まず、お知らせに記載されているジェネリック医薬品は、市場の供給状況が考慮されているのかに関する御質問についてですが、当広域連合では、医療費適正化対策の一つであるジェネリック医薬品の普及を推進していく立場ではあるところ、ジェネリック医薬品の昨今の供給不足については、報道等で十分に承知はしているものの、普及推進の中で、その考慮まではしておりません。もっとも、千葉県が事務局となり、県内の医療保険者で組織されている千葉県後発医薬品安心使用促進協議会において、担当課長である私も出席しているのですが、供給の安定化に向けて議論がなされていることから、今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

次に、窓口でジェネリック医薬品を利用したい旨を伝えれば、先発医薬品しかない場合でも、負担軽減が可能なのかの御質問についてでございますが、医薬品にはそれぞれ薬価が定められており、ジェネリック医薬品を利用したい旨をお伝えされたとしても、当該医薬品、先発医薬品の薬価が適用され、先発医薬品に対しては軽減措置はございません。当広域連合といたしましては、引き続き広報、ホームページ、リーフレット等を通じまして、ジェネリック医薬品の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 御答弁ありがとうございます。

まず、資格確認書についてですけれども、被保険者全員に交付できないということは本当に非常に残念です。認知症や要介護認定などについては、年齢が上がるほど高くなり、例えば認知症であれば、85歳以上であれば40%以上の方が認知症になると言われています。また、介護認定も85歳以上であれば約60%の方が介護認定を取られると言われています。マイナ保険証を使いたくても使えないというのが実際のところだと思います。

ただ、先ほどの答弁で、具体的、客観的な基準がないということでした。逆に言うと、明確な基準がないからこそ、広域連合の判断で門戸を広くすることが可能だと思います。要配慮者の認定基準などをできるだけ緩やかにして、必要な方に資格確認書がぜひとも届くような運用をしていただきたいと思います。また、なかなか知られていないので、この点も情報の周知徹底をお願いしたいと思います。

こちらのほうは再質問なしで、次に、ジェネリック医薬品のほうに移らせていただきます。

ジェネリック医薬品の普及ということについては異論はありませんけれども、ただ、供給不足について考慮していないというのはちょっと違和感を感じます。窓口でジェネリック医薬品を欲しいと言っても、在庫がなければ意味がありません。結局、先発薬の高いほうを使わざるを得ないということでは、通知をした意味がありません。また、費用対効果からも疑問に感じます。このような状況で、通知を出したところで本当に効果があるのでしょうか。現状でも、もしも費用対効果があるというようなデータ、例えば不足が生じた後のデータなどがあるのであればお示しいただきたいと思います。この点、再質問をよろしく願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） ジェネリック医薬品利用差額通知の費用対効果のデータがあるかについての御質問にお答えいたします。

手元に過去3か年分のデータを把握しておりますので、これをお答えいたしますと、令和5年度、後発医薬品の置き換え効果は約2億3,900万円、郵送料等の費用600万円、差引き、効果額と費用額の差し引いた実質の効果額、いわゆる費用対効果なんですが、約2億3,300万円でございます。令和4年度、効果額約9,500万円、費用額約600万円、効果額と費用額の差し引いた実質効果額は約8,900万円です。令和3年度、効果額は約1億8,400万円、郵便料等の費用額は約600万円、効果額と費用額の差し引いた実質的な効果額は約1億7,800万円でございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） すみません。今の答弁なんですけれども、ちょっと確認しても大丈夫ですかね。最後のところ、令和3年とおっしゃったようだけれども、令和5年度ですか。3、4、5と進んで……。

○議長（渡辺賢次） 答弁訂正ですか。

天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 申し訳ございません。令和5年度、令和4年度、令和3年度という形で、5、4、3と遡る形で答弁させていただきました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（渡辺賢次） 分かりましたよね。大丈夫ですね。発言訂正ですよ。

給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私、言い間違えたと思ったのですけれども、5年度、4年度、3年度という形で訂正はなく、答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 分かりました。5、4、3と言ったね。こちらは3、4、5かと思っていました。すみませんでした。

今のお話を伺うと、一応効果があるなということはよく分かりました。なので、600万円の金額で数千万円というオーダーが行くのであれば費用対効果があるのかなと思います。ただ、実際、持続的な保健医療の提供ということにはジェネリック医薬品の安定

供給はどうしても必要だと思います。昨年11月にジェネリック医薬品の4割で製造過程に不備があるという自主点検の結果が発表されています。ジェネリック医薬品の供給不足、これは不正が相次いで発覚したことに起因していますので、信頼回復のためには適切な品質を維持することが必要だと考えます。

次に、1つお伺いしたいんですけれども、製造上の不正が横行した要因として、ただ、日本の製薬基準が厳し過ぎる、それから、薬価が安過ぎるということがあります。この点について、広域連合として、ぜひとも協議会、また国へなどに要望をしていただきたいと思うんですけれども、この点、御検討いただけますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） この点につきましては、当然ながら検討している課題でございます。また、先ほど私が申し上げました千葉県後発医薬品安心使用促進協議会には日本ジェネリック製薬協会の方も参加しておりまして、また、県や医師会、歯科医師会、薬剤師会も様々参加しております。そこで今の御意見等を踏まえながら議論していく。その上で国等について要望等を検討していく。そのように丁寧に段階を経ながら、それぞれの機関で全力を尽くしながら、今回の問題について当たっていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 舩場博敏議員。

〔46番 舩場博敏 登壇〕

○46番（舩場博敏） 46番、一宮町の舩場博敏でございます。一般質問を行います。

マイナ保険証への移行に伴う問題点についてであります。

前岸田政権は、紙の保険証を廃止してマイナ保険証への一体化を閣議決定し、現石破政権もこれを引き継ぎました。昨年12月2日から紙の保険証の発行が廃止されました。しかし、国民がマイナンバーカードを持つこと、また、健康保険証とひもづけること、そしてまたマイナ保険証を使うこと、これはどれもが全て任意であります。強制ではないわけであります。ところが、国民皆保険である保険証をマイナンバーカードにひもづ

け、紙の保険証の発行を廃止する、このことは事実上の強制であり、国民の信頼は得られない、このように思うわけであります。

移行に当たって、あらゆるPRを尽くしても利用率が低迷している現状です。1月21日の厚労省の発表では、このマイナンバー保険証利用率、12月が25.42%、前月より7ポイント増加したにとどまっております。国民の4分の3は使っていません。千葉県の直近の値はどうでしょうか、伺います。

一方、申請解除は12月まで4万5,000件に上っています。県の直近の値についても併せて伺います。また、これらの数値をどう分析し、どう認識をしているのか伺います。

次に、移行に伴い様々な疑問が寄せられております。以下、これらの疑問にどう答えていくのか、それぞれ伺いたいと思います。

アといたしまして、12月2日以降、紙の保険証が廃止されたが、マイナ保険証がなければ受診できないのか、こういった問合せがあります。

イとして、マイナンバーカードの保険証のひもづけの有無、または利用登録していない人に資格確認書はどのように発行されるのか。

ウとして、マイナ保険証を持っても、電子証明書の有効期限が切れていると使えない、このように聞いておりますけれども、うっかりミスで期限切れの場合、更新から発行されるまでの期間はどのくらいかかるのか。その間は無保険者となるのかどうか、この点も伺いたいと思います。

エとしまして、高齢者の施設入所、ここでマイナ保険証は預かれないと言われた場合、資格確認書も同時発行してもらえるのか、この点について伺いたいと思います。

オといたしまして、マイナ保険証を利用登録したが、持ち歩くことが紛失につながるので非常に不安だ、資格確認書の同時発行がしてもらえるのか、こういった問合せもあります。この点についてもお答え願いたいと思います。

3点目に、紙の保険証の廃止決定が様々な疑問や不安を発生させています。一番の解決方法は、紙の保険証廃止を取りやめて元に戻すことではないでしょうか。広域連合として国に意見を述べていただきたいが、連合長の見解を求めます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） まず、マイナ保険証の利用率及び解除申請に関する御質問にお答えいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合の令和6年11月のマイナ保険証の利用率は20.96%となっております。また、解除申請の件数は、11月、12月合わせて1,011件となっております。

数値の分析や認識についてですが、利用率については各月ごとに増加しており、徐々に普及しているものと考えております。また、解除申請件数については、申請が始まって間もないことや、現時点では国や他の広域連合の動向が明らかでないものですから、評価は難しい。今後も推移状況や、国や他の広域連合の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、12月2日以降の受診方法に関する御質問にお答えいたします。12月2日以降もマイナ保険証だけではなく、お手元にある有効な紙の保険証や資格確認書により受診できます。

次に、資格確認書の交付に関する御質問にお答えします。令和7年7月末までは、国からの通知により、12月2日以降に被保険者になる方にはマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付しております。令和7年8月以降は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録されていない方やマイナンバーカードをお持ちでない方へは資格確認書を、利用登録をされている方へは資格情報のお知らせを交付いたします。

次に、電子証明書の有効期限が切れた場合の対応に関する御質問にお答えします。マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きが行われない場合でも、有効期限満了後3か月間はマイナ保険証で医療を受けられることとなっているとともに、マイナ保険証が使用できなくなる前に職権で資格確認書を交付いたしますので、無保険の期間は生じないこととなっております。

次に、高齢者施設等に入所されている方への資格確認書の交付に関する御質問にお答えします。介助者等の第三者が同行して補助する必要がある方や医療機関受診時にマイナ保険証の利用が困難な方に対しては、申請により資格確認書を交付いたします。

次に、マイナ保険証の携帯が不安な方に対する資格確認書の交付に関する御質問にお答えいたします。国の通知によりますと、申請により資格確認書を交付する方は、介助者等の第三者が同行して補助する必要がある方や医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方などになります。そのため、不安だからという理由のみで資格確認書を交付することはできません。しかし、事情によっては上記内容に該当する場合がありますので、まずは各市町村の窓口等に御相談いただくよう案内してまいります。

最後に、制度改正に対する広域連合の対応に関する御質問にお答えいたします。

当広域連合といたしましては、制度改正について、被保険者の皆様が御不安に感じることを少しでも解消するため、制度改正に関する周知に努めているところです。今後も国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。

○議長（渡辺賢次） 舩場博敏議員。

○46番（舩場博敏） ありがとうございます。再質問を行いたいと思います。

第1問目のマイナ保険証の利用率の点でありますけれども、2割強の利用率を高いと見るのか、低いと見るのか、この認識。答弁では、始まったばかりで徐々に普及していくものと考えている、こうありましたが、今後も国や他の広域連合の動向を注視したいと述べています。令和6年度の第1回千葉県後期高齢者医療懇談会の議事録概要を見ますと、医療現場の方々の声、また、日常的にこれらの方は高齢者と接しているわけであり、この意見が大変大事であるというふうに思います。マイナンバーカードを持ちたくないという高齢者が多い。また、苦手意識のある高齢者は、患者も、また、この中では医師の側もある、カードの持ち歩きに不安を持っている、現行の被保険者証を引き続き使用すれば人やお金を無駄な部分に使用しなくて済む、このような意見がありました。広域連合として、動向を見るべきは国や他の広域連合ではなく、日々医療を受けている高齢者の声に寄り添うことではないでしょうか。いま一度答弁を求めます。

3番目の質問の点で、同様ですが、この制度改正は国民が求めたものではない。医療機関の側も、患者も、国民合意が得られないまま国民皆保険で回っていたものを、マイナ保険証を持ち込むことによって紙の保険証の発行を廃止した、このことから起こっています。現場の現状を訴えた上で、国の動向を注視すべきではないでしょうか。再度の答弁を求めたいと思います。お願いします。

○議長（渡辺賢次） 残り時間が少ないので簡潔にお願いいたします。

服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） まず、マイナ保険証への移行に関する御意見への対応についてお答えします。

当広域連合でもマイナ保険証への移行について様々な御意見があるのは承知しているところです。今後も被保険者の方が必要な医療を受けられるよう、また、御不安に感じることを少しでも解消するため、丁寧な広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、制度改正に対する広域連合の対応に関する御質問にお答えします。

当広域連合としましては、様々な御意見に耳を傾け、被保険者の皆様が御不安に感じ  
ることを少しでも解消するため丁寧な説明に努め、必要に応じて厚生労働省及び全国の  
広域連合と御意見について情報共有を図ってまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。

○議長（渡辺賢次） 往復で1分26秒の残りです。

舩場博敏議員。

○46番（舩場博敏） 要望として最後に述べたいと思います。

先ほど新年度予算が審議され、決定されましたけれども、その中の広報広聴の経費が  
計上されていますが、昨年に比べて広報の仕方が縮小されています。過渡期のこの制度  
の中で、疑問や不安に応えていくためには、ここは縮小ではなくて拡大をしていくべき  
だというふうに思いますので、さらに充実させるためのことを強く要望して、一般質問  
を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。通告に従いまして質問いたします。

まず、資格確認書発行事務について4点お尋ねいたします。

1点目、1月15日に公表された印刷誤りについての報告と対象となる人数についてお  
尋ねします。報道資料では、「委託事業者がシステム設定の際に、誤った公印を設定し  
た事に対し、広域連合において十分な確認をしていなかった」と記されており、場合によ  
っては公印規則に抵触することもあると考えられる内容となっています。具体的にどのよう  
なミスがあったのか。また、誤りのあった資格確認書の発行数をお尋ねします。

2点目、印刷誤りの資格確認書が有効である根拠について伺います。国に対しての報  
告はもとより、第三者の意見、また、事故後の事務について国に確認を行うなど丁寧な  
事務を執るべきと考えますが、どのような事務を行ったのか。加えて、今回の事案は本  
連合のみであったのかについてお尋ねします。

3点目、今般の事案はどのように決裁されたのかお尋ねします。

4点目、公表事務について基準は設けたのかお尋ねします。先般の議会では、公表事務に対して前向きとは言えない答弁だったと記憶していますが、基準についてどのように考えるのかお尋ねします。

次に、資格確認書発行事務について、広域連合のガバナンス、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメントについて、どのように考えるのかお尋ねします。一般的にヒューマンエラーは避けて通ることのできない課題であり、いかにリカバーするか、復元能力が組織として信頼を担保する課題であると考えています。過去何度か同様な質問をしておりますし、事務マニュアルなども整備されていると考えます。多くのところで担当者が一生懸命整備しても、つくりっ放しとなっている例が多いように思います。リスクマネジメントのPDCAの専任官を置くことも必要と考えますが、連合の事務についてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、印刷誤りについての報告と対象となる人数について、有効とする根拠について、決裁についての御質問にお答えします。

まず、印刷誤りについての報告と対象となる人数についての質問にお答えします。

令和6年12月2日以降、新規に後期高齢者医療制度に加入された方には資格確認書を交付しておりますが、令和7年1月9日までに印刷した資格確認書において、「千葉県後期高齢者医療広域連合之印」の電子公印を誤って「千葉県後期高齢者医療広域連合長之印」の電子公印が印刷された資格確認書を交付いたしました。交付人数は75歳に到達した方と申請等により資格確認書の交付を受けた方で、約1万7,000人と見込んでおります。個別の通知は行いませんが、被保険者全世帯に郵送する「広域連合だより」により、資格確認書の公印に誤りがありましたが、現在の資格確認書をそのまま御使用いただける旨を周知してまいります。

なお、電子公印の印刷以外の記載内容に誤りがないことから、医療機関等での使用に影響はないものと考えております。また、現在は正しい電子公印が印刷された資格確認書が交付されております。

次に、資格確認書が有効である根拠についてという御質問にお答えします。

今回の誤りは、資格確認書に印刷されている電子公印を「千葉県後期高齢者医療広域連合之印」ではなく「千葉県後期高齢者医療広域連合長之印」と誤ったものです。公印

とは、文書が真正なるものを認証することを目的としますが、真正であることを認証する公印「広域連合之印」を「広域連合長之印」と誤ったことが、資格確認書の効力自体には影響しないものと考えております。また、年齢到達等により資格確認書を作成し交付した手続に誤りはなく、高齢者の医療の確保に関する法律等により、資格確認書に記載する事項とされている被保険者の氏名、性別、生年月日、被保険者番号、保険者番号、後期高齢者医療広域連合の名称などの記載事項には誤りはなく、医療機関での使用には問題ないため、当広域連合としましては、資格確認書の有効性に問題ないと判断いたしました。

なお、本件に関しましては、弁護士に相談の上、資格確認書の効力としては有効であり、法的に問題ないことを確認していることを申し添えます。また、厚生労働省に確認したところ、高齢者の医療の確保に関する法律等には、資格確認書に使用する公印についての定めがなく、どの公印を使用するかは各広域連合の判断によるとのことでした。

他の広域連合の状況ですが、1月29日の時点では、当広域連合以外に5つの広域連合で公印の誤りがあったことをホームページに公表していることを把握しております。

次に、決裁についての御質問にお答えします。

本件の対応に関しては、事故報告書や記者発表に関しての決裁により決定いたしました。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

私からは以上となります。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 私からは、公表の基準に関すること及び広域連合のガバナンス、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメントについての御質問にお答えいたします。

初めに、公表の基準に関することについてでございますが、昨年の令和6年第2回定例会以降、派遣元の自治体や近隣の広域連合への聞き取りを行うとともに、ホームページ等で参考事例を収集するなど、現在も調査を進めており、基準を設けるかどうかも含めて検討しているところでございます。

次に、今回の事案に関して、広域連合のガバナンス、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメントについてに関する質問についてお答えいたします。

事務の安定した運営を図るため、これまで、事務マニュアルを整備するとともに、ヒ

ヤリハット集を作成し、事務局職員及び市町村等に定期的に共有するなど、事務ミスの未然防止に取り組むとともに、管理職によるチェックや進捗管理などを行ってきたところでございます。また、法令の遵守等、職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、外部研修への参加の呼びかけや、必要に応じて事務局内部での研修を実施するなどしてきたところでございます。さらに、リスクが生じた際には、上司や関係機関への報告が速やかに行えるよう、その方法などについて整備を行ってきたところでございます。

広域連合といたしましては、今後とも法令等に基づき、適正かつ迅速な事務処理が行え、また、管理職を中心に業務管理やリスク対応が行えるよう、組織運営に取り組んでまいります。

なお、PDCAの専任官を置くことについては、今後研究してまいりたいと存じます。

答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 第2質問に入る前に、1点目のミスについての答弁漏れがあります。対応を求めます。

○議長（渡辺賢次） どの部分でしょうか。

○53番（石井芳清） 1点目の、具体的にどのようなミスがあったのかという内容が、私の質問を超えておりません。答弁漏れがあります。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 今回、資格確認書において事業者システム改修を依頼しましたが、その際に、公印が広域連合長と印刷される設定となっておりました。その電子公印の設定について、広域連合の事前の指示や印刷結果の確認が不十分だったことが誤りの原因だと考えております。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、御宿町、石井です。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合公印規則というものを持ってまいりました。この中に、係る事案に係る公印においては、総務課長が管理をすると、そして電子公印においては、「電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、当該電子計算機に記録した公印の印影を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、総務課長に合議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。」

と書いてあるんですね。大変分かりにくいのは、この公印が外部に出されたのか、出されないのかということなんですね。もう一つは、なぜ誤りが起きたかということなんです。誤った事実経過は分かりました。なぜそういうことが起きたかということについては全く答弁されておりません。それがなければ教訓とならないんじゃないんですか。これは多分、ほかの事務についても共通することがあるというふうに私は考えるわけがあります。そこについて、正確な内容を御答弁いただきたいと思います。

それから、2点目、国の判断であります。先ほどの答弁では、公印は連合において定めるというような判断基準だったというふうに思いますが、しかし、今般の事案は、1つの資格確認書において異なる公印を使用したということです。これを容認しているという判断基準ではないんじゃないですか。確認をしたいと思います。

それから、公表についてであります。今般、テーブルの上に前回の会議録が配付されておりました。この15ページの冒頭を見ますと、「詳細な公表の基準は設けておりません。明確な基準を設けることについては、まず、今後、他の広域連合や市町村の対応状況等を見て調査をいたしたいと思います」という答弁内容です。ところが、先ほどでは、つくるかどうかも含めて検討したいということで、全く答弁内容が違うではありませんか。しかも、こういう事案が発生しているわけでありませんか。公表することを私は悪いと言っているわけではありません。

以上、この点について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） お答えいたします。

まず、今回の事案に関しまして、公印規則の観点からということなんですけれども、今回の事案につきましては、電算処理システムの委託事業者の設定段階で発生したものでございまして、システムの改修のみで、直接事業者が公印を扱うものではございませんでしたので、こちらの案件に関しては公印規則の対象にならないと考えております。

そして、なぜ今回のようなミスがあったかについてでございますが、こちらに関しましては、職員の思い込みから確認を怠ったことが原因かと存じております。

次に、公表基準に関しましては、現在調査中と申し上げましたけれども、今回、聞き取り等におきまして調査を行ったところ、状況といたしましては様々でございまして、引き続き調査の結果等を踏まえて検討しているという段階でございまして、時間がかかっているというところでございます。判断基準を設けるかどうかについても検討してい

るところです。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 国に報告した後の国の判断ということだと思います。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律等には資格確認書に使用する公印についての定めがないため、どの公印を使用するかは各広域連合の判断によるという回答でございました。その後の対応についても、広域連合の判断に任せると言われております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 最後の答弁でありますけれども、任せるといふことなんですけれども、2つの印影を持つものが有効だということなんです。こうした事案が、詐欺事件とか様々あるわけなんですけれども、連合においてこうしたような事務がないことを求めて質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員、ただいまの最後は時間切れということで、質問は受け付けませんので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 続きまして、石井俊雄議員。

〔48番 石井俊雄 登壇〕

○48番（石井俊雄） 48番、石井俊雄でございます。一般質問を行います。

昨年の議会で初めて総務課長不在の質疑を耳にしました。私も、その後どういうふうになっているのか、少なくとも令和7年度4月からの配置、補充が確実にされるのか、非常に人ごとではない、心配でございますので、質問をさせていただきます。

総務課長不在について、何が原因で補充がされなかったのか。また、今後の総務課長の配置はどうなっているのかについて質問をします。答弁をいただいた後で、端的に第2、第3の質問になっていきますけど、答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 総務課長不在について、何が原因で補充できないの

か。また、今後の総務課長の配置はどうなっているかという御質問にお答えいたします。

職員の異動については、多くは年度初めの4月の人事異動により行われるため、広域連合といたしましては、より適任と考えられる職員の配置を見込める可能性があると考え、令和7年度の人事異動の中で後任者が配置されるよう、県に要望を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井俊雄議員。

○48番（石井俊雄） ありがとうございます。第2質問を行います。

令和7年度の人事異動の中で後任者が配置されるよう、県に要望を行ったということでありまけれども、その要望について、県からはどのような具体的な回答があったのか。また、県との職員配置についての約束事、その辺がどうなっているのか、第2質問をいたします。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） 令和7年度の人事異動の要望に対し、県からどのような回答があったのか、また、派遣についての約束事についてお答えいたします。

まず、県からの回答についてですが、4月の定期異動においては、例年、3月に内示が示されているところでございます。また、派遣に関しての約束事についてですが、例年、県からは、事務局長及び総務課長を派遣いただいておりますので、県に対しまして、令和7年度も同様の職員の派遣依頼を行ったところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 質問は3回までになっていますので、御注意願います。

石井俊雄議員。

○48番（石井俊雄） 3回目の質問に入ります。

まず1つは、県に要望したということは分かりました。私が質問しているのは、要望した後の県からの具体的な話、回答がどうなっていますかということを改めて質問いたします。

2つ目は、定員管理、多分どこの自治体でも組織でも、人数が決まっていますから、そこがどうなっているかということについて質問したい。

3つ目は、御宿の石井議員からお話がありました。後期高齢者医療制度が発足してから今、被保険者が2倍になっている。本来であれば2倍の職員の配置が必要ではない

か。もっともだと思います。そういう意味で、総務課長不在の結果、やるべき仕事を誰が補佐をしたり担ってきたのか。ここは大変負荷がかかってきていたと思うんですよね。その辺で、職員に対する負荷がかかった分だけの大変さ、場合によっては健康被害とか、ちょっと心配するんですけども、その3つ、3回目の質問として3点質問をいたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 筒井広域連合事務局次長。

○広域連合事務局次長（筒井亮子） お答えいたします。

まず、県からの回答についてでございますが、こちらは例年、4月の定期異動になっておりますので、こちらは例年どおり3月に内示がいただけるものと考えております。

次に、定員管理はどうなっているかというところですが、規定上は広域連合の人員は50人以内ということで定められておりまして、派遣職員のルールを市町村の申合せ事項に基づきまして、現在の定員で定めております。

3つ目ですが、総務課長が欠員となることで職員の負担が生じていないかということですが、特定の職員に負担が生じないように、また、業務にも支障が生じないように、弾力的に適宜必要な応援や連携を図りながら対応してきたところでございまして、今後も業務の状況を踏まえながら、適切に必要な対応を行っております。今のところ負担は生じていないと考えております。

以上です。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 以上で一般質問を終結いたします。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（渡辺賢次） 日程第12、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会において調査中の事件につき、委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

◎閉議宣告

○議長（渡辺賢次） 以上をもって本日の会議を閉じます。

---

◎閉会宣告

○議長（渡辺賢次） これをもって令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉議・閉会 午後 0時23分

## 会 議 録 署 名 議 員

議 長 渡 辺 賢 次

副 議 長 青 木 悦 子

会議録署名議員 麻 生 紀 雄

会議録署名議員 広 野 恭 代

## 議 決 結 果

| 議案番号      | 件 名                                                                               | 議決年月日     | 議決の結果 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| 議 案 第 1 号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 令和7年1月30日 | 全会可決  |
| 議 案 第 2 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について                                          | 〃         | 多数可決  |
| 議 案 第 3 号 | 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）                                                  | 〃         | 全会可決  |
| 議 案 第 4 号 | 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）                                                  | 〃         | 全会可決  |
| 議 案 第 5 号 | 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                                                         | 〃         | 多数可決  |
| 議 案 第 6 号 | 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算                                                         | 〃         | 多数可決  |
| 議 案 第 7 号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      | 〃         | 全会可決  |



(会議配付資料)

令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和7年1月30日（木）午前10時開議

（一括議題）

- |     |               |                                                                                   |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1  | 議席の指定         |                                                                                   |
| 第2  | 会議録署名議員の指名    |                                                                                   |
| 第3  | 会期の決定         |                                                                                   |
| 第4  | 議案第1号         | 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5  | 議案第2号         | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について                                          |
| 第6  | 議案第3号         | 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）                                                  |
| 第7  | 議案第4号         | 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）                                                  |
| 第8  | 議案第5号         | 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                                                         |
| 第9  | 議案第6号         | 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算                                                         |
| 第10 | 議案第7号         | 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
| 第11 | 一般質問          |                                                                                   |
| 第12 | 委員会の閉会中継続調査の件 |                                                                                   |

# 令和7年 第1回 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議席表

|                                                           |                                                                |                                                   |                                               |                    |                            |                       |                    |                            |         |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------|----------------------------|---------|
| 給付管理課<br>課長補佐<br>柏市<br>工藤 哲<br>給付管理<br>課長<br>松戸市<br>天野 武彦 | 資格保険料課<br>課長補佐<br>習志野市<br>荒井 直樹<br>資格保険料<br>課長<br>船橋市<br>服部 茂樹 | 総務課<br>課長補佐<br>成田市<br>土屋 祐介<br>総務課長<br>千葉県<br>欠 員 | 次長<br>会計管理者<br>千葉市<br>筒井 亮子<br>(総務課長<br>事務取扱) | 局長<br>千葉県<br>櫻井 文明 | 副広域<br>連合長<br>東庄町<br>岩田 利雄 | 広域連合長<br>流山市<br>井崎 義治 | 議長<br>船橋市<br>渡辺 賢次 | 議会事務局<br>局長<br>市川市<br>松尾 昇 | 議会事務局書記 |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------|----------------------------|---------|

|                             |                            |                             |                           |                             |                            |                            |                             |                             |
|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 9<br>金 茂<br>坂 原市<br>道 人     | 8<br>古 野<br>橋 田市<br>敏 夫    | 7<br>岩 松<br>瀬 戸市<br>麻 理     | 6<br>渡 木<br>辺 更津市<br>厚 子  | 5<br>秋 館<br>山 山市<br>光 章     | 4<br>渡 船<br>辺 橋市<br>賢 次    | 3<br>増 市<br>田 川市<br>好 秀    | 2<br>広 銚<br>野 子市<br>恭 代     | 1<br>麻 千<br>生 葉市<br>紀 雄     |
| 1 8<br>渡 流<br>辺 山市<br>仁 二   | 1 7<br>伊 市<br>佐 原市<br>和 子  | 1 6<br>松 勝<br>崎 浦市<br>栄 二   | 1 5<br>佐 柏<br>藤 市<br>浩    | 1 4<br>佐 習<br>野 志野市<br>正 人  | 1 3<br>島 旭<br>田 市<br>恒     | 1 2<br>伊 東<br>藤 金市<br>博 幸  | 1 1<br>山 佐<br>本 倉市<br>英 司   | 1 0<br>神 成<br>崎 田市<br>利 一   |
| 2 7<br>山 袖<br>口 ケ浦市<br>進    | 2 6<br>大 四<br>谷 街道市<br>満 子 | 2 5<br>斉 浦<br>藤 安市<br>哲     | 2 4<br>平 富<br>野 津市<br>英 男 | 2 3<br>奈 君<br>良 津市<br>輪 政五  | 2 2<br>泉 鎌<br>川 ケ谷市<br>洋 二 | 2 1<br>福 鴨<br>原 川市<br>三 枝子 | 2 0<br>内 我<br>田 孫子市<br>美 恵子 | 1 9<br>立 八<br>川 千代市<br>清 英  |
| 3 6<br>半 い<br>場 すみ市<br>新 一  | 3 5<br>石 山<br>川 武市<br>和 久  | 3 4<br>久 香<br>保 取市<br>木 清司  | 3 3<br>石 匠<br>田 瑳市<br>加 代 | 3 2<br>阿 南<br>部 房総市<br>美 津江 | 3 1<br>荒 富<br>野 里市<br>峰 之  | 3 0<br>荒 白<br>井 井市<br>靖 行  | 2 9<br>金 印<br>丸 西市<br>和 史   | 2 8<br>栗 八<br>林 街市<br>澄 恵   |
| 4 5<br>川 横<br>島 芝光町<br>富 士子 | 4 4<br>坂 芝<br>井 山町<br>慶 子  | 4 3<br>鍵 九<br>田 十九里町<br>貴 俊 | 4 2<br>桜 東<br>井 庄町<br>莊 一 | 4 1<br>高 多<br>坂 古町<br>恭 子   | 4 0<br>石 神<br>橋 崎町<br>伸 一  | 3 9<br>大 栄<br>野 町<br>博     | 3 8<br>白 酒<br>井 々井町<br>則 邦  | 3 7<br>田 大<br>辺 網白里市<br>正 弘 |
| 5 4<br>青 鋸<br>木 南町<br>悦 子   | 5 3<br>石 御<br>井 宿町<br>芳 清  | 5 2<br>欠 大<br>多 多喜町<br>員    | 5 1<br>加 長<br>藤 南町<br>喜 男 | 5 0<br>古 長<br>坂 柄町<br>勇 人   | 4 9<br>大 白<br>多 子町<br>和 正夫 | 4 8<br>石 長<br>井 生村<br>俊 雄  | 4 7<br>島 睦<br>貫 沢町<br>孝     | 4 6<br>杵 一<br>場 宮町<br>博 敏   |

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和7年1月30日 現在

| No. | 氏 名       | ふ り が な   | 市 町 村 名 |
|-----|-----------|-----------|---------|
| 1   | 麻 生 紀 雄   | あそう のりお   | 千葉市     |
| 2   | 広 野 恭 代   | ひろの やすよ   | 銚子市     |
| 3   | 増 田 好 秀   | ますだ よしひで  | 市川市     |
| 4   | 渡 辺 賢 次   | わたなべ けんじ  | 船橋市     |
| 5   | 秋 山 光 章   | あきやま みつあき | 館山市     |
| 6   | 渡 辺 厚 子   | わたなべ あつこ  | 木更津市    |
| 7   | 岩 瀬 麻 理   | いわせ まり    | 松戸市     |
| 8   | 古 橋 敏 夫   | ふるはし としお  | 野田市     |
| 9   | 金 坂 道 人   | かねさか みちひと | 茂原市     |
| 10  | 神 崎 利 一   | かんざき としかず | 成田市     |
| 11  | 山 本 英 司   | やまもと えいじ  | 佐倉市     |
| 12  | 伊 藤 博 幸   | いとう ひろゆき  | 東金市     |
| 13  | 島 田 恒     | しまだ わたる   | 旭市      |
| 14  | 佐 野 正 人   | さの まさと    | 習志野市    |
| 15  | 佐 藤 浩     | さとう ひろし   | 柏市      |
| 16  | 松 崎 栄 二   | まつざき えいじ  | 勝浦市     |
| 17  | 伊 佐 和 子   | いさ かずこ    | 市原市     |
| 18  | 渡 辺 仁 二   | わたなべ じんじ  | 流山市     |
| 19  | 立 川 清 英   | たちかわ きよひで | 八千代市    |
| 20  | 内 田 美 恵 子 | うちだ みえこ   | 我孫子市    |
| 21  | 福 原 三 枝 子 | ふくはら みえこ  | 鴨川市     |
| 22  | 泉 川 洋 二   | いずみかわ ようじ | 鎌ヶ谷市    |
| 23  | 奈 良 輪 政 五 | ならわ せいご   | 君津市     |
| 24  | 平 野 英 男   | ひらの ひでお   | 富津市     |
| 25  | 斉 藤 哲     | さいとう あきら  | 浦安市     |
| 26  | 大 谷 満 子   | おおたに みつこ  | 四街道市    |
| 27  | 山 口 進     | やまぐち すすむ  | 袖ヶ浦市    |

◎議長

議会運営委員長

議会運営副委員長

| No. | 氏 名       | ふ り が な    | 市 町 村 名 |
|-----|-----------|------------|---------|
| 28  | 栗 林 澄 恵   | くりばやし すみえ  | 八街市     |
| 29  | 金 丸 和 史   | かなまる かずふみ  | 印西市     |
| 30  | 荒 井 靖 行   | あらい やすゆき   | 白井市     |
| 31  | 荒 野 峰 之   | あらの みねゆき   | 富里市     |
| 32  | 阿 部 美 津 江 | あべ みつえ     | 南房総市    |
| 33  | 石 田 加 代   | いしだ かよ     | 匝瑳市     |
| 34  | 久 保 木 清 司 | くぼき せいじ    | 香取市     |
| 35  | 石 川 和 久   | いしかわ かずひさ  | 山武市     |
| 36  | 半 場 新 一   | はんば しんいち   | いすみ市    |
| 37  | 田 辺 正 弘   | たなべ まさひろ   | 大網白里市   |
| 38  | 白 井 則 邦   | しらい のりくに   | 酒々井町    |
| 39  | 大 野 博     | おおの ひろし    | 栄町      |
| 40  | 石 橋 伸 一   | いしばし しんいち  | 神崎町     |
| 41  | 高 坂 恭 子   | こうさか きょうこ  | 多古町     |
| 42  | 桜 井 莊 一   | さくらい しょういち | 東庄町     |
| 43  | 鐘 田 貴 俊   | やりた たかとし   | 九十九里町   |
| 44  | 坂 井 慶 子   | さかい けいこ    | 芝山町     |
| 45  | 川 島 富 士 子 | かわしま ふじこ   | 横芝光町    |
| 46  | 炆 場 博 敏   | あきば ひろとし   | 一宮町     |
| 47  | 島 貫 孝     | しまぬき たかし   | 睦沢町     |
| 48  | 石 井 俊 雄   | いしい としお    | 長生村     |
| 49  | 大 多 和 正 夫 | おおたわ まさお   | 白子町     |
| 50  | 古 坂 勇 人   | こさか はやと    | 長柄町     |
| 51  | 加 藤 喜 男   | かとう よしお    | 長南町     |
| 52  | 欠 員       |            | 大多喜町    |
| 53  | 石 井 芳 清   | いしい よしきよ   | 御宿町     |
| 54  | 青 木 悦 子   | あおき えつこ    | 鋸南町     |

○副議長

## 辞職許可議員一覧

令和7年1月30日現在

| 議席<br>番号 | 氏 名   | 市町村名 | 辞職許可日      |
|----------|-------|------|------------|
| 7        | 鈴木 智明 | 松戸市  | 令和6年12月17日 |
| 19       | 末永 隆  | 八千代市 | 令和7年1月17日  |

議会運営委員の選任について（委員会条例第5条）

令和7年1月30日現在

| 議席<br>番号 | 氏 名   | 市町村名 | 選任日        |
|----------|-------|------|------------|
| 46       | 畑場 博敏 | 一宮町  | 令和6年11月11日 |

令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会

説明員出席者一覧表

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 広域連合長                     | 井崎 義治 |
| 副広域連合長                    | 岩田 利雄 |
| 局長                        | 櫻井 文明 |
| 次長（総務課長事務取扱）<br>（会計管理者兼務） | 筒井 亮子 |
| 資格保険料課長                   | 服部 茂樹 |
| 給付管理課長                    | 天野 武彦 |
| 総務課課長補佐<br>（監査委員事務局 局長併任） | 土屋 祐介 |
| 資格保険料課課長補佐                | 荒井 直樹 |
| 給付管理課課長補佐                 | 工藤 哲  |

令和6年11月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和6年11月27日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況  
令和6年度10月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類



4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和6年12月20日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木下 勉

監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和6年12月20日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況  
令和6年度11月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千 広 監 第 2 6 号  
令和 7 年 1 月 2 8 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 木下 勉  
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 1 月 2 8 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況  
令和 6 年度 1 2 月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



令和6年11月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
議 長 渡 辺 賢 次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木 下

監査委員 麻 生 紀



令和6年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査実施日

令和6年11月27日

2 監査対象

令和6年4月から9月までに執行された令和6年度の財務に関する事務

3 監査資料

- (1) 組織図
- (2) 歳入・歳出予算執行状況
- (3) 契約の状況
- (4) 補助金等交付調書
- (5) 主要な施策の成果
- (6) 経理関係等文書綴
- (7) その他関係文書綴

4 監査手続き

監査の対象となった財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、各所管より関係書類の提出を求め、関係帳簿等の照合を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 監査結果

令和6年4月から9月までの収入事務、支出事務、契約事務の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。



令和 7年 1月 20日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

議会運営委員長 松崎 栄



閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記事項について令和7年第1回定例会以降の閉会中も、なお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 理由

議案、請願等の審査に資するため





令和 7 年第 1 回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議案質疑通告者一覧表

令和7年1月30日

| 順位 | 議案番号           | No. | 通 告 者   | 市 町 村 名 |
|----|----------------|-----|---------|---------|
| 1  | 第 2、 5、 6 号    | 53  | 石 井 芳 清 | 御宿町     |
| 2  | 第 3、 4、 6、 7 号 | 48  | 石 井 俊 雄 | 長生村     |

令和 7 年第 1 回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議案質疑通告書写

令和 7 年 1 月 3 0 日

| 順位 | 通 告 者        | 議案<br>No. | 発 言 の 要 旨                                                                                                                                                              |
|----|--------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 石井芳清<br>(53) | 2         | ・法改正の趣旨及び懲役刑、禁固刑、拘禁刑の用語<br>解釈と条例の運用について                                                                                                                                |
|    |              | 5         | (1) 第 3 次データヘルス計画にかかわる経費（主<br>に P 5 4 第 5 款保健事業費）について、初年<br>度の成果と課題を踏まえた 7 年度の事業内容<br>となっているか                                                                          |
|    |              | 6         | (2) P 1 7 広報紙発行業務委託料<br>(3)     "     コールセンター業務委託料                                                                                                                     |
| 2  | 石井俊雄<br>(48) | 3         | (1) P 6  共通経費負担金<br>(2)   "    財政調整基金繰入金<br>(3) P 7  総務費   職員人件費<br>(4) P 8       "     広報広聴費<br>(5) P 9  民生費   老人福祉費<br>・財政調整基金から繰入れを行う一方、減額補正さ<br>れているが、内容及び理由について伺う |
|    |              | 4         | ・増額補正約 1 0 1 億円の主なものは P 2 9  療養<br>給付費、療養費の増である。被保険者数の増によ<br>るものとするが、令和 3 年度からの被保険者数<br>の推移及び窓口負担割合ごとの被保険者数とそ<br>の割合について伺う。                                            |
|    |              | 6         | ・ P 5 3  出産育児支援金<br>導入された理由と用途について。また、支援金<br>の支出により会計を圧迫し、保険料の引き上げ<br>になるのではないか。                                                                                       |
|    |              | 7         | ・軽減対象となる被保険者数について                                                                                                                                                      |

令和7年第1回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
討論通告者一覧表

令和7年1月30日

| 議案番号  | No. | 通 告 者   | 市 町 村 名 | 賛成・反対の別 |
|-------|-----|---------|---------|---------|
| 第 2 号 | 53  | 石 井 芳 清 | 御 宿 町   | 反対      |
| 第 5 号 |     |         |         |         |
| 第 6 号 |     |         |         |         |

令和7年第1回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
一般質問通告者一覧表

令和7年1月30日

| 通告<br>順位 | No. | 通 告 者   | 市町村名 |
|----------|-----|---------|------|
| 1        | 29  | 金 丸 和 史 | 印西市  |
| 2        | 38  | 白 井 則 邦 | 酒々井町 |
| 3        | 46  | 畑 場 博 敏 | 一宮町  |
| 4        | 53  | 石 井 芳 清 | 御宿町  |
| 5        | 48  | 石 井 俊 雄 | 長生村  |

令和 7 年第 1 回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
一般質問通告書写

令和 7 年 1 月 3 0 日

| 通告<br>順位 | 通 告 者        | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 金丸和史<br>(29) | <p>○千葉県後期高齢者医療広域連合としての業務の「デジタル化」は進んでいるのかについて伺う（関係者）</p> <p>○マイナンバーカードと後期高齢者医療制度被保険者証の一体化について（関係者）</p> <p>（1） 千葉県後期高齢者医療広域連合として、どのような内容で推進していこうとするのか。その具体的な方法について伺う。</p> <p>（2） マイナ保険証の利用状況は。</p> <p>（3） 来年度の一体化後の更新はどのように行うのか。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 2        | 白井則邦<br>(38) | <p>○「資格確認書」の交付について（連合長）</p> <p>昨年 1 2 月 2 日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証に統一された。しかし、マイナ保険証にはまだトラブルが多く、体の自由が利かない要介護者などは顔認証が容易でなく、またパスワード管理と定期的なパスワード更新が必要なこともあり、後期高齢者にとってマイナ保険証の利用が困難な場合が少なくない。そこで、現状では保険資格を証明する書類として「資格確認書」をなるべく広く交付することが求められていると考えている。そこでお伺いする。</p> <p>ア. 被保険者全員に「資格確認書」を送付することはできないのか</p> <p>イ. 本年 7 月 3 1 日までの間の暫定的な運用として、昨年 1 2 月 2 日以降に被保険者になる方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、本人の申請によらず「資格確認書」が交付されている。本年 8 月以降はどのような対応をする予定か。</p> |

| 通告<br>順位 | 通 告 者 | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |       | <p>ウ. マイナ保険証を保有していても、マイナ保険証での受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により「資格確認書」の交付が認められている。これは、例えば、要介護認定がされているなど一定の客観的要件が必要なのか、困難であるという本人の認識に基づいて申請すれば足りるのか。具体的にどのようなケースについて申請が認められるのか。</p> <p>エ. 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合にも、申請により「資格確認書」の交付が認められている。これは医療機関において顔認証がなかなか通らない場合であれば申請が認められるのか。</p> <p>○「ジェネリック医薬品」の普及促進について（連合長）</p> <p>ジェネリック医薬品の普及促進のため、「ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」が送付されている。しかし、ここ数年間、品質不正や製造上の不正が相次いで発覚し、自主点検の要請や行政処分などによりジェネリック医薬品の不足が深刻化している。このような状況のため、被保険者がジェネリック医薬品を使用したいと考えても、利用できないケースもあると考えられる。そこでお伺いする。</p> <p>ア. お知らせに記載される「ジェネリック医薬品」は、市場の供給状況が考慮されているのか。</p> <p>イ. 窓口で、「ジェネリック医薬品」を利用したい旨伝えれば、先発医薬品しかない場合でも、負担軽減が可能なのか。</p> |

| 通告<br>順位 | 通 告 者        | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3        | 𤇀場博敏<br>(46) | <p>○マイナ保険証移行における問題点について（連合長）</p> <p>（1）マイナ保険証の千葉県の直近の利用率について。申請解除率も併せて伺う。また、この数値をどう分析し、どう認識しているのか伺う。</p> <p>（2）移行に伴いさまざまな疑問が寄せられているが、それぞれどう答えていくのか伺う。</p> <p>ア. 12月2日以降、紙の保険証が廃止されたが、マイナ保険証がなければ受診できないのか。</p> <p>イ. 資格確認書はどのように発行されるのか。</p> <p>ウ. マイナ保険証を持っていたても電子証明書の有効期限が切れていると使用できないと聞いたが、うっかりミスで期限切れの場合、更新から発行までの期間はどのくらいで、その間は無保険となるのか。</p> <p>エ. 高齢者施設でマイナ保険証は預かれないと言われた場合、資格確認書の同時発行はしてもらえるのか。</p> <p>オ. マイナ保険証を持ち歩き、紛失することが不安な場合、資格確認書の同時発行はしてもらえるのか。</p> <p>（3）紙の保険証の廃止決定がさまざまな疑問や不安を発生させている。一番の解決方法は紙の保険証廃止を取りやめて元に戻すことである。広域連合として国に意見を述べていただきたいが、見解を求めます。</p> |
| 4        | 石井芳清<br>(53) | <p>○資格確認書発行事務について（連合長）</p> <p>（1）1月15日に公表された印刷誤りについての報告と対象となる方の人数について</p> <p>（2）印刷誤りの資格確認書を有効とする根拠について</p> <p>（3）決裁について</p> <p>（4）公表事務について、公表の基準は設けたのか</p> <p>○広域連合のガバナンス、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメントについて（連合長）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 通告<br>順位 | 通 告 者        | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                     |
|----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5        | 石井俊雄<br>(48) | <p>○総務課長の不在について（事務局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課長の不在はよい状況ではない。執行部職員の負担が続く。何が原因で補充できないのか。今後の総務課長の配置はどうなっているのか。</li> </ul> |

